

河田嗣郎の「男女平等」思想とジェンダー

亀口 まか

Shiro Kawada was an active economist in the late Meiji and early Showa era who asserted women's suffrage and equal pay for equal work. This paper examines the historical significance of his idea of "Danjo-Byodo" (the equality between men and women) and his gender perspective, including his disapproval of discriminatory treatment of the sexes based on sexual differences.

He divided sexual differences into two distinguishable differences: "biological difference" and "social difference". Moreover, he pointed that the latter is socially constructed. In other words, he argued that the idea that distinction made between the two sexes is natural and fair has theoretically supported sexism.

His insight of socially constructed differences between men and women is equivalent to the concept of "gender", which is assessed as one of significant findings since the second wave feminism. And therefore his achievement is worth the extra attention of this day.

キーワード：婦人問題、「男女平等」思想、ジェンダー概念

はじめに

「男女平等」思想をどう定義するのかは決して一様ではなく、今もなお問われ続けている。それは女性解放の動きが、具体的な性差別の現実と対峙する中で、男女の関係において何を不平等として指摘し、克服すべきなのかを模索してきたことと呼応する。その模索とは、いいかえればジェンダーをどう捉えるのかということであり、事実、女性解放の歴史においてジェンダーをめぐる議論は繰り返し行われてきたといえよう¹。

本稿は、そうした観点から、明治後期から昭和初期に活躍した経済学者河田嗣郎(1883-1942)の「男女平等」思想におけるジェンダーの視点を取り上げ、その歴史的意義を考察することを目的とする。河田は、政治、教育、労働などの分野における性別による不平等な現状を指摘し、女性参政権の提唱、「良妻賢母主義教育」の批判、男女共学制の奨励、同一労働同一賃金をはじめとする女性労働者の待遇の改善等、男女同権による女性解放を主張した人であり、生涯にわたる学究生活を通じて、社会問題としての「婦人問題」²に着目し続けた。

本稿ではまず、河田の婦人問題へのアプローチについて、河田を批判する言説を手がかりに考察し、「男女平等」思想としてどのような特徴をもっていたのかについて検討する。次に河田の展開する「男女平等」思想には、ジェンダーの視点がどのように見出せるのかを明らかにする。

これまでの河田に関する研究をみると、農業経済学や経済史の観点から論じられているものがある

が、そのなかで河田の婦人問題への言及を含めて研究されているものはみあたらない（村上 1972；松野 1987；小林 1991）。河田の婦人問題に対する視点の検討がみられるのは、主に社会政策思想や女子教育史の枠組みにおいてである。河田の社会政策思想を自由主義的社会政策論の一典型として取りあげた横井敏郎は、河田の「婦人解放」への視点には「社会進化論的な文明観に基く『人格』主義」が見出せると述べている（横井 1996）。また、女性の経済的自立の必要性を説く河田は、婦人問題のなかでも特に婦人労働問題について熱心に取り組んだことでも知られるが³、加藤千香子は、日本の戦間期における女子労働政策をめぐる議論において河田の社会政策論を取り上げ、彼を「男子労働者と女子労働者との賃金格差を正面から取り上げた人物」と位置づけている（加藤 2001）。

女子教育史においては、河田の女子教育論は、初期社会主義者による女子教育論のひとつとして取りあげられてきた。中畠邦はこの時期に欧米における女性解放の思想が紹介されたことを背景に、女子教育問題が政策批判をともなつてとりあげられたとし、その例に「社会主義の立場にたつて、早くから発言した人」として安部磯雄とともに河田をあげている（中畠 1975）。

一方で近代日本におけるフェミニズム思想史の観点から検討した水田珠枝は、河田の婦人論を大正期のフェミニズムの一潮流と位置づける。女性の自我を主張する平塚らいてう、経済的自立を強調した与謝野晶子、社会変革こそ重要とする山川菊栄、アナキストの高群逸枝と並び、河田のフェミニズムを取り上げたうえで、女性の「個」としての自立を重視する姿勢が見出せると指摘している（水田 1996）。女性の経済的自立を説き、その結果としての家族制度の崩壊をも見据える河田は、少なくとも公領域において女性を個として男性と同等にとらえていく視点にたつていたといえるだろう。

このように、河田は、女性解放、男女同権を志向する婦人論を展開した人として、一定の注目を集めてきた。しかし、その全体像を明らかにするような踏み込んだ研究はまだないといえる。本稿では、そのような作業の端緒として、河田の婦人問題への言及にみられる「男女平等」思想とジェンダーへの視座を取り上げ、検討する。

河田嗣郎の略歴

河田嗣郎についてここで、簡単に紹介しておく。

河田は、1883（明治26）年4月22日に山口県の代々庄屋の家に生まれる。京都帝国大学法学部経済科を1907（明治40）年7月に卒業、明治後期から昭和初期にかけて経済学者として活躍した。その研究は、社会政策、家族制度、農業政策等、多方面にわたっている。また、1928（昭和3）年には大阪商科大学（現、大阪市立大学）の初代学長を務めており、教育行政において力を注いだことでも知られる。

河田は生涯に渉る学究生活において、60冊以上の書を残している。本稿の考察対象である婦人問題に関する言及は、明治後期から大正後期までにはほぼ集中している。

今日において、河田は「古き良きリベラリスト」⁴、「冷静な学問的知性に裏づけられた自由人」⁵と評されている。一方で、晩年の思想の右傾化も明らかにされてきている（吉川 1999）。この思想の変遷が婦人論においてどのように立ち現れるのかについては興味深い⁶。しかしながら、本稿は、婦人問題への言及が集中した明治後期から大正後期を考察の対象とし、昭和期の検討は今後の研究に譲りたい。

1. 婦人問題へのアプローチ

(1) 男女の「人格」の差異と平等をめぐる——上杉慎吉との婦人問題論争

河田嗣郎の婦人問題に関する考えは、彼の学究生活の初期にあたる1910（明治43）年に、『婦人問題』⁷と題した500頁に及ぶ大著において明らかにされている。そこにおいて河田は、現行の家族制度が、家父長である男性が掌握する女性抑圧の制度であると指摘し、女性の経済的自立や政治参加を主張した。周知のとおり、同年は大逆事件が勃発し、社会主義思想が徹底的に弾圧されたが、この著は、内容が家族制度を批判しているという理由から発禁処分を受け、絶版されている。

一方でこの時期は、婦人問題への関心が高まるが、河田は、その多くが女性の現状を「我国古来の美風」として肯定し、婦人の解放に反対するものであって、自分のような「露骨に婦人の覚醒を慫慂し其の解放を主張したる」論は、他とは異なる「異端」の説であると自認していた。なかでも上杉慎吉（1878-1929）は、河田の『婦人問題』発刊の約1ヶ月後に、同じタイトルの書を出しているが、内容は河田の主張に対立するものであった。

この対立は、『太陽』の1911（明治44）年1月号に寄せられた上杉の「婦人問題」と題する論文を河田が自分へ向けられた批判と受け止め、同誌の4月号において同じく「婦人問題」と題して反論を行う、という展開をみる⁸。上杉は「婦人解放」を唱える学者に対して「西洋人の云うことをば深く究めずして軽卒なる言議を為す者」（上杉 1911、p. 194）と批判したが、自ら「婦人解放」を唱える学者と自覚する河田にとって、それは自分への批判と捉えられたのである。

太陽一月号に載せられたる博士の論文を一読するに、正に之れ吾人の主張と正反対の傾向を代表せるものにして、博士が婦人の解放を非認し結婚の正理を説いて良妻賢母主義を固執せらるるものなるを知るに足るのみならず、筆端明かに吾人の如き解放論者を斥け、学者の身を以て吾人の如き覚醒論を為すは、学者の慎重を欠く軽卒の挙動と擯斥せらるるものに似たり（河田 1911、p. 71）。

このような両者の対立とは具体的にどのようなものであったのだろうか。上杉の主張は男女が同じ教育を受けることを否定し、女性の参政権獲得に反対するというものであった。上杉は、現状において男が女を蔑視していると批判し、女の「人格」が尊重されるべきことを述べている。しかし、上杉の現状への批判は、河田のように男女はともに同等、同権の主体であるという方向へと向かわず、むしろ男女の差異を強調する。

予は男女天性の異ると云い、故に妻は服従を自然とすと説けり。然れども、之れ婦人は男子よりも、劣等なりとするに非ず。男子と婦人とは人として優劣なし。両者の異なるは、種類の差にして、等級の差に非ず（上杉 1910、pp. 106-107）。

また、結婚は個人の選択と主張する河田に対して、上杉は「婦人問題解決の基礎は、妻たり、母たるを以て、婦人の自然なる職分とするを明らかにし、婚姻の正理を確立する」（上杉 1910、p. 68）ことにあるという。河田のように結婚するかしないかは、男女ともに個人の「自由意思」とあるとするのは、「結婚の生理」を疑うことであり、それは「自然に於ける、男女の差等を否定する」ことだと上杉は断言する。

両者の対立からみえてくるのは、男女の「人格」に対する考え方の相違であった。上杉は、男女の「人格」には差異があるという主張で貫かれ、河田は男女の「人格」は変わらないと強調したのである。上杉も女性の「人格」を認めること自体に異論はない。ただ、男女の「人格」に「等級」の差はないが、その「種類」は異なると主張する。上杉にとって、たとえば結婚とは「男女の人格の完全に結合し、此に自由なる発展を見、相互に其の本性を補充し、其の行動を扶助し、身心合して一となるもの」であり、それは「人性自然の要求」と捉えられる（上杉 1910、p. 95）。このように上杉は、男尊女卑観を否定するものの、性別役割を肯定するという、いわゆる特性論的な見方を提示したのである。男女同権を説く河田を批判し、女性は教育や政治参加の権利を男性と同様に得る必要はないと主張する上杉の認識の根底には、すなわち、男女の「人格」の差異を「自然」とする視点があったと指摘できよう。

このような上杉の主張を、河田は「男子の利益を標準とせる、男子得手勝手の方便論」に過ぎず、「一笑に値する」と言い切る（河田 1911、p. 76）。長い間、女性が男性に比べて社会的に不平等な状態におかれてきた現状を問題化せず、上杉のように、男女の「人格」の差異を「自然」とであると肯定することは、男性の利益を基準とする方便論だと批判したのである。このような河田の認識を支えるものとして、後でふれるように、性別の構築性に着目する視点が浮き彫りになるが、いずれにしても、この上杉との論争によって、河田が強調したのは、「女子も亦一個の存在を有す。而して其の存在の内容は男女間に何等逕庭ある可き筈はな」という「人格的平等」の視点であった。そしてその視点は、「男子にして人権の主張す可きを有する以上は、女子も亦人権の主張す可きを有す」という、性別によって異なることのない「人権」の主張へとつながっていく（河田 1911、p. 76）。

河田は、「男女の性の区別にあくまで拘泥し、これに社会的意義を附して、その区別により男女の社会生存上に於ける待遇をまで異にし、依然として女子をその差別的境遇に置いて、その埒外に出づるを許さない」（河田 1924a、p. 10）のは、それ自体差別であると認識していたといえよう。この「性の区別」による異なる待遇を否定する、という考えは、明治後期から大正後期までの間に展開された河田の「男女平等」思想に、一貫してみられた主張であった。

(2) 女性解放思想との相克——平塚らいてうからの批判

河田が独自の婦人論を展開した明治後期から大正後期にかけては、『青鞥』の発刊や婦人参政権運動の展開など、女性解放運動が進展をみる。思想面では、1918（大正7）年に与謝野晶子（1878–1942）、平塚らいてう（1886–1971）、山川菊栄（1890–1980）を中心に「母性保護論争」が行われたことはよく知られている。「母性」をめぐる見解の相違で知られるこの論争は、いわば、「女性」というカテゴリー化された肉体的差異にどのような意味を付与するのかという、ジェンダーの視点をめぐって交わされた論争であったといえるだろう。

では、そのような女性解放論において河田のジェンダーの視点は、どのように捉えられるのだろうか。先述したように、河田の婦人問題へのアプローチは、男女の「人格的平等」を主張するものであり、参政権や教育を男性と同様に保障し、女性の経済的自立を唱えるものであった。このような婦人問題を展開する河田が、ジェンダーをどのように捉えていたのかについて、平塚らいてうによる河田への批判から検討する。

1924（大正13）年、平塚らいてうは『女性改造』の5月号と7月号において、河田宛てに批判論文を発表した。河田が同年1月の『婦人公論』で発表した「女人の性礼拝」と題する論文に対し、平塚は「寧

ろ性を礼拝せよ」と題して徹底的に批判したのである⁹。

先にみてきたように、河田の婦人問題への視点は、「性の区別」による異なる待遇を否定するものであったが、平塚の批判は、まさにこの視点に向けられる。そもそも平塚は、初期の婦人論に対して「ともすれば性を否定し女子を男子化しようとする傾向」（平塚 [1915] 1984、p. 20）があるとの批判的な見解を示していたが、河田への批判もその延長線上にあったと理解できる。

もっとも平塚は初期の婦人論の意義を認めていないわけではない。初期の婦人論が「男性中心の世界観のもとにあって、女はただ男に属する性的奴隷として久しく取扱われていたのに対する反抗」から、「女」を「人格の見地から見た個人」であり、「文明の見地から見た社会の一員」であると力説したのであり、「事実婦人の個人的発展を促し能力を集め、地位を高める上に効果のあったことも疑う余地のないこと」であった。ただし、それは同時に「婦人本来の真の能力と性質とに対する深き反省と研究を欠いた」という「誤謬」があったと、平塚は指摘する（平塚 [1916] 1987、pp. 83-84）。したがって河田の論が「性の区別」を認めない以上、それは初期の婦人論であり平塚の批判の対象となったのである。

一方で河田は、上杉との論争からも明らかなように、女は必ず結婚するものとされることを批判するなど、女の生き方を固定化するのではなく、自由意思に任せるべきだと主張した。また、ひとりの人間として自立していく道は、男と同じく女にも開かれるべきだとする河田の主張は、「婦人の労働の自由」や「参政権の要求」として具体化される。しかし、平塚は、このような河田の主張とは異なる次のような見解を示す。

私達は「女性」から解放されるのではなく真の「女性」として解放されねばならないということや、単に人間としての婦人の権利の主張のみならず、女性としての婦人の権利も主張されねばならないということなどに次第に気づき始めました（平塚 [1915] 1984、p. 20）

このように、「人間としての婦人の権利」から次第に「女性としての婦人の権利」へと重点を移す平塚の主張は、後述するように河田の人権の主張とは異なるベクトルを示す。

そしてさらに平塚の批判の矛先は、河田の論が「婦人の保護制度」に反対しているという点に及ぶ。しかし、そもそも河田は「女性保護」、「母性保護」に反対したわけではなく、この批判は次に述べるように平塚の誤解であったと指摘できる。

河田によると、「母性保護」とは女性の労働に関して行なわれるものである。当時工場法¹⁰において規定されていたのは女子労働者に対する夜業の禁止、労働時間の制限であり、それは年少男子と同等の規定であった。ただし河田は、この「女性保護」の制度が「女子は一般的に男子よりも虚弱で低能でとかく劣れるものなるが故に、これを憐み保護する意味において、特殊待遇を与えんとするもの」（河田 1924a、p. 8）であってはならないと断わる。また、それらの保護が女性の生理上の事情を考慮する一方で、妻であり、母である女性が労働に従事すると、家庭生活が破壊するとの理由から「人の妻たる女子の就職と雇用とを禁止すべしという要求」（河田 1924a、p. 7）がおこり、女性の労働従事が認められない事態を招いたと指摘する。このように河田は、「保護」の理由が男女の優劣観に基づくものであったり、女性の労働権を奪う法的根拠とされることに憂慮する見解を述べたのであり、「保護」自体を否定したわけではなかったのである。

そのことは、河田が「母性保護」に反対する主張を理由なき反対論とみていたことから明らかであ

る。河田は、女子の「特殊取扱」とは、女子の身体上への配慮、つまり「月経時及び懐胎時乃至は産前産後と云うが如き生理的事由」（河田 1939, p. 226）に対して行われるものであって、そのような保護は、女性の「人格」を傷つけたり、地位をおとしめるものではないと説明する。平塚は男女が生理的・心理的に異なる以上、男女に対し異なる待遇が要求されるのは当然であり、それは「社会に対する婦人の特権」であると同時に「社会の婦人に対する義務」であるというが（平塚 1924b, p. 90）、それは河田も決して否定していないのである。

一方で、このような河田の主張は、河田が「女性保護」、「母性保護」をあくまでも家庭外での労働者としての女性に対する問題として捉えていたことを明らかにする。それに対し、平塚は家庭内における家事、育児労働を「母の仕事」として視野にいれ、「女性保護」「母性保護」を主張したのであり、そこに両者の相違があったといえよう。平塚は次のようにいう。

総ての婦人が労働の自由を得て、男子と同様にあらゆる方面の社会的任務に従事し得るとともに、家庭に於ける母の仕事も亦他の男女の仕事と同様（否それ以上にさえ）重要な社会的任務であって、それによって収入は無論、社会的地位と一個の人間としての権利をも与えられるのであります（平塚 1924b, p. 93）

このように、当時二児の母でもあった平塚は、女性の労働の自由だけではなく、「母の仕事」の価値を強調していく。米田佐代子によれば、平塚は家庭で子育てをする母の仕事に社会参加の意味を付与することで女性の自立をはかろうとした（米田 2002, p. 272）という。河田が「性の区別」を「直に人間としての価値の相違」とみていると批判する平塚は、「人間としての男女共通の権利（又は義務）と共に女性としての異なる権利（又は義務）のあることをも認め且つ主張せずにはいられません」と述べ、家事、育児における母の仕事を女性の権利として明示したのである（平塚 1924b, pp. 89-92）。

さらに平塚は、河田の主張が、「恋愛、結婚及び母となること」など「直接性の上に築かれたる婦人の生活」に関して誤解または偏見があると指摘する。河田は、「恋愛至上主義」と言われているものが、「どれだけ深い哲理があり人生味があるか知らぬ」が、もし女性が「ただ天然なる性的殿堂」に立て籠もって生きるなら、「鼻持ちならぬもの」になってしまうといい、女性に対する「性的誇張」を批判し、殿堂から下りよと述べる（河田 1924a, p. 5）。「女子が女子という殿堂」に立て籠もることは、女性という性すなわちセクシュアリティを「看板」にして生きることであり、それは「男子の支配と保護の下に安穩に活〔ママ〕きて行かんがためのもの」にほかならないとの認識を河田は示したのである（河田 1924a, p. 5）。このように「性の殿堂から下りよ」と主張する河田に対し、平塚は断固として反論する。平塚は、「今日の婦人達は或いは恋愛を或るいは母権を説き、制度の改革を唱えて、性の牢獄を破壊して、そこに新しい性の殿堂を建立しようとしているではありませんか」（平塚 1924a, p. 66）と説く。平塚が「恋愛、結婚及び母となること」に対して河田には誤解、偏見があるという批判は、いふなれば女性のセクシュアリティに対する河田の見解への批判とみることができる。館かおるは、平塚が女性のみが姦通罪の処罰の対象とされる不合理な現実に対し、「性の尊厳」としての女性のセクシュアリティに関する問題を主張したと指摘しているが（館 1994）、この女性のセクシュアリティを河田が理解していないことを平塚は「甚だしい誤解」と批判したのである。

このように、河田も平塚も女性解放の立場にたつが、河田が「性の区別」に対する差別待遇を否定するのに対して、平塚は、出産、子育てにおける母としての仕事の社会的意義や、恋愛、結婚における女

性のセクシュアリティを主張するなど、「女性」という性別カテゴリーからの提言を行っていくことで解放への道を見出そうとした点で対立したといえよう。

2. 「構築される性別」を前提とする「男女平等」思想

(1) 「天然的な区別」と「社会的な区別」

これまでみてきたように、河田の「男女平等」思想には、そもそも「男と女は違う」とみることへの明確な拒否がみられるが、「性の区別」に対してこのような見解を示した背景には、次のような視点があった。

いう迄もなく性の区別は天然の区別である。その天然の区別そのものは、男子がこれを如何ともすることが能ぬが、男子はその天然の区別をば、更に社会的の区別たらしめ、また生活上の区別たらしめた。本来ならば天然の区別がそのままに直ちに社会的の区別にはなり得ない。謂って見れば、男女という天然の区別あり、その区別上男子にはこれなき種々の生理的の現象が女子にはこれあり、又男子は一般的に女子よりも体格大で腕力も優れたればとて、その天然の単純なる差別や、またそれから出て来る天然の肉体上の優劣が、直ちに社会生存上の差別となり優劣となるべき筈はない（河田 1924a, pp. 2-3）。

このように河田は、「性の区別」には、「天然的な区別」とそれに意味付けされた「社会的な区別」があることを理解しなければならないと述べる。なぜなら、意味付けされた「社会的な区別」とは、歴史的につくられたものであり、しかもその区別は、「女人が、女性たるのゆゑを以て、社会生存上に於ても、男子より劣れるものとして、常に男子の下風に立ちその支配を受くべきよう運命づけられてしまった」（河田 1924a, p. 3）というように、明確な序列化を伴うものであったからである。そしてこのような序列化された「社会的な区別」は、「男子の強制に依て造り成されたものである」（河田 1924a, p. 2）として、性別の構築性を指摘する見解を示したのである。

この河田が示す「社会的な区別」という認識は、スコットの提示するジェンダー概念の定義、「肉体的差異に意味を付与する知」に照らして考えると、肉体的な差異としての「天然的な区別」に意味付与された知と捉えることができる。河田はこのような認識枠組にたつことによって、「社会的な区別」は男性中心的な社会慣習によって構築されたものであると指摘し、「性の区別」による異なる扱いを「自然」とする見方に対して徹底的に批判する見解へと至ったといえる。

河田の婦人論を批判した平塚は、このような河田の「性の区別」への視点を十分意識し着目している。

「天然の区別」の上に自からに生じ来る性の精神的または心理的差別を、更に進んで、この精神的、又は心理的の差別からまた自からに生じ来る社会上の、或は生活上の性の差別を認めると共に、ここに女性そのものの独自の尊い価値があり、女性なる人間の権威も、その存在の意義もあるのだと考えます（平塚 1924a, p. 62）。

平塚は早急に河田への批判論文を寄せられなかった理由を「家婦としての、また母としての私の煩瑣な日常生活とのために」（平塚 1924a, p. 60）と述べつつ、かつて山田わかか河田の婦人論を「婦人の生活を知らない男子の婦人論」と評したことに肯かすにはいられなかったという¹¹。そしてさらに、河

田の論が「男性の偏見を（わけても性の区別の上で）脱していない上に、全体として徹頭徹尾概念に終始するもので、今日の日本婦人がその血と肉とをもって創造しつつある、——少なくとも創造しようとしている彼女等自身の生活の中から生れて来る、現実の生々しい問題について理解を欠くという多くの不満」（平塚 1924a, p. 61）を抑えることができなかつたと述べている。

平塚は、河田がこれまで積極的に女性解放を主張してきていることを認識し、評価もしている。しかし、「女」が「女性であるというそれだけの理由」で劣等視され、「男」の支配下に置かれてきた現実を批判し、男女の同等、同権を唱えるとき、その理論が、単純に「女であるからいけないのだ、婦人一切の不運の根源はこの性にあると速断して、極力性の区別を無視し、否定する」のであれば、それは「粗野な低級な感情論」であるばかりでなく、「女性に対する大きな侮辱であり、女性の自己冒瀆」だと断じる（平塚 1924a, p. 62）。「性の区別」を取り去ることなどあり得ないとする平塚には、河田が「性の区別」を「天然的」なものと「社会的」なものに分け、後者はつくられたものと指摘したことは、性の完全な否定を望みながらも、肉体的に生理的な差異まではさすがに否定しきれずに、「天然的な区別」だけは「いやいやながらもやむを得ず認め」た結果と映る。平塚にすれば、河田のいう「社会的な区別」は「天然的な区別」のうえに「自ずから生じ来る」ものであり、それを否定するのではなく、むしろそこに「女性そのものの独自の尊い価値があり、女性なる人間の権威も、その生存の意義もある」とみるべきだとした（平塚 1924a, p. 62）。

このように、河田が「性の区別」の構築性を指摘するのに対して、平塚はそれを「自ずから生じ来る」差異と受け止める。それらを「女の独自性」として価値付けていくこと、評価されるべきことを主張したのである。このような両者の相違から何が理解できるだろうか。平塚は、「性の区別」を強調することは、男女の優劣や尊卑の観念を伴うものではないと断っている。差異の強調は「女性自身の本来の生命の中に秘められた独自の世界の発見」（平塚 1924a, p. 63）を意図するのであって、それらはいまだ「未知」なるものであるという。平塚は未だ知られず、また評価されてこなかった「女」を発見し、出産、育児などの母の仕事や、恋愛や結婚におけるセクシュアリティに女性の自立という意味を付与することで、女性解放の道を見出そうとしたのだろう。平塚にしてみれば、男女は人として同じと言いつつ河田の主張は、「男性が造った現在の社会組織の中で、男子と同じ座席を、男子から貰うことで満足」（平塚 1924a, p. 62）するものであって、それは当然批判すべき「婦人論」であった。

一方で河田が、「性の区別」を「天然的な区別」と「社会的な区別」に分けて捉えたのは、後者が男性中心に構築されたものとみていたことによる。平塚のように「性の区別」を自然なものとして肯定すれば、現実の「男」と「女」の間にある権力関係も、すべて「自然なもの」とされてしまう。そのような「男にとって都合のよい論理」を否定するとの意図が、「構築される性別」という視点に見出せるといえよう。

それぞれ「性の区別」へのまなざしは、平塚が「女」は「男」とは違うという観点から、「女」の価値を発見し、高めることで「男女平等」を志向するのに対して、河田は「男女は人として同じ」という観点から性別そのものに構築性を見出し、そこに存在する権力関係の解消を目指し、「男女平等」を志向したという点で、両者は対立したのである。

河田は、女性解放家である平塚によって、「男の婦人論」と一蹴されてしまうが、そもそも河田が、「構築される性別」を前提に「男女平等」を論じるのは、「性の区別」を自然とする見方が、結果的に「男にとって都合のよい論理」を支え、「男女平等」の実現を阻んでしまっているから見抜いたからに他なら

ない。河田のこの視点は、次にみる権利に関する言及においても貫かれている。

(2) 「女権」から「人権」へ

河田は、「人権」の問題についても独自の見解を示す。先にみたように、河田は男女の「人格」は平等であるという見解を示した。

その〔人格〕価値は各個人にとって各々絶対無限なる所からして、社会的にこれを観れば、各個人の人に甲乙の差等あるべき筈なく、即ち一率〔ママ〕平等である。固より男女の性の区別によって差等あるべき筈もなければ、貧富の区別によって差等あるべき筈もない（河田 1924a、p. 9）

したがって河田は、「各人皆平等一様なる権利」（河田 1919、p. 9）を有する必要があるというように、「人権」の問題について言及するに至るのである。

河田がこのような見解を示した明治、大正期は、参政権や高等教育など、女には男と同等の権利が認められていなかった時代であったことはいうまでもない。河田は、法律の規定が男のみを権利の対象とし、女には適応されていない点が数多くあったことを指摘し、批判した。

例えば大日本帝国憲法の第19条において「日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得」¹²とあるが、それは男に限られているし、衆議院議員選挙法¹³においても選挙権、被選挙権は男のみ有すると明記されていることをあげる。また、刑法¹⁴で妻に対してのみ姦通罪を適用していることや、民法で妻を未成年者と同様に無能力者と規定する点などを例にあげ、女の権利が男と同様に認められていない状況を指摘した。この規定について、上杉慎吉は「妻を一定の法律行為について無能力なりとするは、之れを劣等の能力ありとするが故に非ずして、夫婦関係の円満なる統一を維持せんが為めなり」（上杉 1910、p. 110）と肯定しているが、このような現実を河田は次の理由で否定する。

男女の関係亦男女共に人たる以上其人格的威厳に差別ある筈はなく、男子に一個の人格的存在あらば女子にも亦一個の人格的存在あり」（河田 1910、p. 251）。

このような見方から、河田は女の権利について「社会生存上に於ける男女の平等待遇」を要求するとして男女同権を主張していく。また、大正期には「女権」の要求が女性解放家を中心に起こり、様々な議論を呼んだが、このような動きを背景に、河田は独自の人権論を提示したのである。

1924（大正13）年2月、『女性改造』において河田は『「女権」から「人権」へ』と題する論文を発表した。そこでは「女権」の要求が起こる理由について、「現今事実にて女子が一般的に差別待遇を受け、参政上に於ては勿論のこと、経済的にも或は就職の上に於て、或は報酬の上に於て、男子に与えられる機会が女子に拒まれたり、又は男子に与えられるだけの報酬が女子には与えられなかつたりするものだから」（河田 1924b、p. 2）とみる。このような現実には、「人格価値の認識」という「思想上の原理」と矛盾する。その矛盾に気づいた当然の結果として、社会問題のひとつに表れたのが「女権」の要求であったというように、河田は、女がおかれている差別的な現状を理解し、「女権」の要求を当然視しているが、さらに注目すべきは次のような見解である。河田は「女権」があらゆる場面における男子との機会均等を要求するものである以上、それは「男子を比較上の対象とせないでは成立ち得ない観

念」(河田 1924b, p. 3) であり、その意味においては「相対的観念」であると位置づけたのである。この見方は、「女権」の主張が永久に存続するものではないということを示している。つまり、女が男との機会均等を果たせば、その結果「女権運動」の必要はなくなるのであり、またなくすべきものなのである。

ただし、先にみたように「女権」の要求へと導いた「人格価値の認識」という「思想上の原理」は、「女権」を獲得してもなお追求されるべきものであり、河田はそれが「人権」であるとした。したがって「女権の主張」は「人権の主張」の一表現であり、「女権運動」はやがて「人権運動」へとつながるべきものであるとして、「女権」を「相対的観念」とするのに対し、「人権」を「実に絶対的の意義を有する」観念と位置づけるに至るのである(河田 1924b, p. 9)。

このように河田が「女権」を相対化し、一方で「人権」を絶対化するのにはなぜなのだろうか。まず、河田が「女権」を相対化するのには、現実にもみられる「女権」要求の動きを軽視していたからではない。依然として「男子一般」は、古来から造り上げてきた女性抑圧の慣習を「墨守」するために「女権運動」を非難するというのが現状であり、河田はそれを「好ましからざる状態」と批判する。女が男と同等の権利主体として認められないどころか、「女権」論者に対して「頭からこれを非社会的なりと罵り、甚しきに至っては、これを以て人の天性に戻るものとして非人道呼ばわりする者すらある状況」(河田 1924b, p. 4) では、「女権」が「対男子」の運動として行わざるを得ないと河田は認識している。

河田が「女権」を相対化するのには、「女権の志すところ」が「ただ女性に関するだけの意味から成立するもの」と理解すべきではないということを経験するためであった。つまり、「女権」は必ず「人権」を基礎とし、その活動は各個人の「人間価値の尊重という根本観念と一致したもの」でなければならない、と主張するのである。「対男子」から始まり、男と同じ権利獲得を目指す「女権」の要求は、女による女のためだけの主張であってはならない。女という性だけに閉じられた権利論として「女権」を捉えるのではなく、「性の区別」に関わらず、すべての人間の尊重を求める「人権」とつながる権利として捉える必要があると河田は考えていたのだろう。

一方で河田は、現実にもみられる「女権」を要求する女性解放の動きが、一種の流行のようになっていると批判する。

ただ家庭を外に飛び歩いて、何かしら計画を立て事業とかいわるものを行いさえすれば、それが直ちに女子の解放であり女子の独立であるかの如く考うる輩が、かなり世に横行しつつある(河田 1924b, p. 8)。

また、「我国の婦人がとかく物事を真剣に考えないで、ショールやパラソルの流行と同じように婦人問題の如きをも流行品扱し、これを振りかざして歩くことを以て一種の化粧と考えるような軽調な風に浸み込まれて」(河田 1924b, pp. 8-9) いるとも指摘する。そしてこの事実は、「女権」に対して誤解を招き、かえって女への軽蔑を増すことになりかねないと警告するのである。

これらは、当時の女性解放の動きに対する河田自身の認識に他ならない。このような認識自体、誤解であり、偏見であるという指摘も可能だろう。先にみた平塚の河田への批判は、女の解放とは何かを女の立場から主張する、その重みを河田があまりにも軽んじていると感じた平塚の憤りであったとも理解できる。

だが、河田が「女権」を相対化、「人権」を絶対化し、さらに「女権」から「人権」へと主張するの

は、むしろ「女権」を重要視していたからではないだろうか。つまり「女権」とはその根底において、誰もが保障されるべき普遍的な「人権」とつながるものであって、決して女による女の得手勝手な主張と誤解されてはならないとの認識を示したものと受けとめられる。

私は女権の主張をして真剣なるものたらしめんが〔た〕めに、この人権に関する根本観念の十分徹底的に、婦人一般に行渉って造り成されんことを、衷心希望せざるを得ない。この根本観念が一般的に造り成されてこそ甫めて女権の主張は真に力強き主張となり得るであろう。また永久の生命を有つものとなり得るであろう（河田 1924b, p. 10）。

河田の「人権」論は、女が権利主体とみなされていない時代において、女の権利獲得を広く「人権」の問題と捉える道を開いたのであり、それは、「構築される性別」を前提とし、「性の区別」を強調しない「男女平等」思想を志向する、河田ならではの権利への視点であったといえよう。

おわりに

河田は、「性の区別」を「自然」とみなす上杉を批判し、徹底して男女同権を主張した。一方で、そのような河田の「男女平等」思想は、女性解放家である平塚には理解されない。女性の母としての仕事や、女性のセクシュアリティなどの現実には、「性の区別」が存在することを前提として女性解放への道を見出そうとする平塚には、河田の主張は「女」の現実を無視した「男性の偏見を脱していない」婦人論と映る。河田の主張する「平等」は、男女の「区別」を抹消し、「女」を「男化」することを意味すると平塚は断じる。

しかし、このような指摘の一方で河田のジェンダーの視点に着目すると、「自然」によるとされていた性のありよう自体、歴史的、社会的に構築されると認識していたことがみえてくる。すなわち、河田は「性の区別」を「天然的な区別」と「社会的な区別」に分けるという視点にたつことによって、「天然的な区別」に意味付与された「社会的な区別」は、「男」というカテゴリーにとって都合よくつくられたものであったと強調し、徹底した男女同権を主張する「男女平等」思想を展開したのである。この河田の社会的に構築される性別という視点は、今日のジェンダー概念に通じる視点として、その先見性が指摘できる。

また、平塚との論争からは、女と男の「平等」を志向する際の性別に対する意味づけの違いが浮き彫りになったといえよう。つまり、河田は、性別の構築性を指摘することによって、なによりもまず「自然」視されてきた女性に対する不平等な状況の解消を目指し、男女同権を要求することに注力したのであり、一方で平塚は、これまで「女性」に対して貼り付けられてきた従属的な意味を問題化し、そこに「女性」としての新たな価値付けを行うことで「男女平等」な社会の実現を志向しようとしたと理解できる。このように「男女平等」思想とは、常にジェンダーの意味それ自体を問う思想と捉えることにより、それぞれの思想の意義が明らかになるのではないかと考える。

河田の「男女平等」思想は、参政権や高等教育をはじめ、女が男と同等の権利を得ていない時代において、「性の区別」を「天然」なものとして「社会的」なものとして分けて捉え、性別の構築性を指摘し、その固定化と序列化を否定する視点を見出すことで、女性の権利を男性と同様に認めていこうと主張した。まさに今日のジェンダー概念の嚆矢ともいえる河田のこの視点に、「男女平等」思想としての歴史

的意義が認められるといえよう。

(かめぐち・まか／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)

掲載決定日：2002(平成14)年12月10日

注

1. 本稿では、「ジェンダー」を、J.W. スコットの定義である「肉体的差異に意味を付与する知」の概念として用いる。ただし、スコットは、ジェンダーはそれ自体歴史性のある概念とも定義している。すなわち、ジェンダーをセックスとの二分化で捉えたり、中立的な概念として捉えたりするのではなく、歴史的にどのような意味が与えられてきたのかを問い続けることの必要性を指摘している。
2. 1910(明治43)年、河田は『婦人問題』と題する書を著したが、河田の出版に前後して、堺利彦の『婦人問題』(1907)、上杉慎吉の『婦人問題』(1910)と相次いで同名の書が出版された。この明治末期を小山静子は「女の置かれている状況が広範囲に『問題』として捉えられ、『婦人問題』が社会問題として意識されるようになる」(小山 1991、p. 95)と指摘している。ただし、婦人問題に対するアプローチは論者によって異なるものであった。河田は、男性と比べて社会的地位の低い女性の現状を解決すべき問題と捉えるが、女性の現状をほとんど問題とは認識しない上杉のように、むしろ婦人問題が社会問題化することを懸念する立場からも論じられるなど、男女同権を肯定する側、否定する側の双方によって婦人問題がクローズアップされた時期とみることができる。また、河田は、教育、労働、政治等の男女の不平等などを中心に婦人問題を論じたが、一方で、この明治末期に、女性による初の文芸雑誌『青鞥』を発刊した平塚てらいてうは、恋愛、結婚、出産、育児等における女性の現実を見据えた婦人問題を顕在化していく。したがってそれぞれの論者が「婦人問題」として何を問題とするのかについては詳細に検討する必要がある。
3. 1918(大正7)年、社会政策学会第12回大会において、はじめて「婦人労働問題」が討議題目として掲げられた際、河田は「女子労働問題」と題する報告を行った。その内容には、男性と比べて著しく低廉な女子労賃の問題、女性労働者の加盟をめぐる労働組合の議論、また女性労働者の保護についての言及など、今なお争点となっている重要な議論がみられる。
4. 河田嗣郎『土地経済論』1912年〈復刻版〉『明治大正農政経済名著集』第10巻、農村漁村文化協会、1976年、坂本楠彦「解題」、p. 4 参照。
5. 河田嗣郎『婦人問題』隆文館、1910年〈復刻版〉『近代名著選集』第4巻、日本図書センター、1982年、中寫邦「解説」、p. 3。
6. 河田は、1925(大正14)年から1935(昭和10)年にかけて、労働問題を中心に様々な社会問題を取り上げた著書『社会問題体系』を全8巻にわたり刊行したが、その最後の第8巻の序において、河田自身の心境と見地が「時代思潮変転の影響」とともに「多少の変化」を生じざるを得なくなったとし、従来の態度で本書の執筆を続けるのは「不適當」と感じたため、筆を置くことにしたと述べている(河田 1935、pp. 2-3参照)。
7. 『婦人問題』は、第1編で「婦人問題の理論的基礎」が述べられ、第2編で女子教育問題、女子労働問題など、婦人問題の中で、河田が重要視する方面について各章に分けて論じられている。また、第3編では西欧諸国の婦人運動について、主な論者を挙げて歴史的な流れを明らかにしている。このうち、第1編において、ミルの『女性の解放』がほぼ全面的に援用されている。例言で「理論的基礎に就きては碩学ジョン・スチュアート・ミル氏の論ぜる所、最も人をして首肯せしむるに足るもの有り」と述べ、河田の婦人論の「理論的基礎」はミルの思想に依拠していることを明らかにしている。その一方で河田は、「ミル氏の大獅子吼に和して吾人の肺肝を絞れるものなり」とも述べ、河田がミルの女性解放論を下敷きにしつつ独自の論を展開していることを示唆している。

ミルの『女性の解放』が日本で始めて翻訳されたのは1878(明治11)年、深間内基の『男女同権論』であった。ただし、訳出されたのは第1章と第2章のみであり、その内容も意識が多く、明らかな誤訳と指摘できる点も少なくない。その後、全訳がでるのは1921(大正10)年、野上信幸の『婦人解放の原理』であった。したがって河田が1910(明治43)年の段階で原著全体を丁寧に読み込んだうえで、独自の婦人論を展開したことは、彼の先駆性を物語っているといえよう。

8. 横井敏郎はこのような河田、上杉のやりとりが従来あまり知られてこなかったと指摘したうえで、それらを「婦人問題論争」と位置づけている（横井 1996）。
9. 平塚の河田論への批判点の整理については、拙稿「学校教育における『男女平等』思想の歴史的変遷（2）——河田嗣郎の女子教育論を中心に」『関西教育学会紀要』第23号（1999）：269-270参照。
10. 工場法第3条において「工場主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス」、第4条において「工場主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス」と規定されていた（赤松 1977, p. 292参照）。
11. 山田わかは、河田の婦人問題は、正確で緻密な議論であると評価しながらも、その内容が女性の参政権獲得、職業の自由、労働婦人の団結といったことに終始し、「恋愛」や「母としての婦人の使命」を無視していると批判した（山田 1920）。
12. 『岩波大六法』1993年版、岩波書店、p. 43。
13. 当時の衆議院議員選挙法第6条において、選挙人資格の第一に「日本臣民ノ男子ニシテ年齢満二十五歳以上ノ者」と規定されていた。また、第8条において被選挙人資格は「日本臣民ノ男子満三十歳以上」とされた（『選挙法百年史』第一法規出版、1990年、p. 95参照）。
14. 当時の刑法183条において「有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ処ス其相シタル者亦同シ（一項）前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縦容シタルトキハ告訴ノ功ナシ（二項）」と規定されていた（木村亀二編『刑法事典』青林書院、1959年、p. 375参照）。

参考文献

- 赤松良子編集／解説『日本婦人問題資料集成』第3巻ドメス出版、1977年。
- 上杉慎吉『婦人問題』巖松堂書店、1910年。
- .「婦人問題」『太陽』第17巻第1号（1911）：190-199。
- 加藤千香子「戦間期における女子労働者と労働政策」大口勇次郎編『女の社会史——「家」とジェンダーを考える』山川出版社、2001年。
- 河田嗣郎『婦人問題』隆文館、1910年（復刻版）『近代名著選集』第4巻、日本図書センター、1982年。
- .「婦人問題」『太陽』第17巻第4号（1911）：70-79。
- .『社会問題及社会運動』岩波書店、1919年。
- .「女人の性礼拝」『婦人公論』1月号（1924a）：2-14。
- .「女権より人権へ」『女性改造』第3巻第2号（1924b）：1-10。
- .『社会問題体系』第1巻、有斐閣、1925年。
- .『社会問題体系』第8巻、有斐閣、1935年。
- 小林漢二「歴史学派から国家社会主義へ——日本歴史学派経済学の崩壊過程（4）」『愛媛経済論集』第11巻第1号（1991）：1-25。
- 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1991年。
- 館かおる「近代日本の母性とフェミニズム——母性の権利から産育権へ」原ひろ子、館かおる編『母性から次世代育成力へ——産み育てる社会のために』新曜社、1991年。
- .「女性の参政権とジェンダー」原ひろ子ほか編『ジェンダー』ライブラリ相関社会科学2、新世社、1994年。
- 中野邦「大正期の女子教育」日本女子大学女子教育研究所編『大正期の女子教育』国土社、1975年。
- 平塚らいてう「明治より大正に至る我邦の婦人問題」『新日本』第5巻第11号（1915）香内信子編集／解説『資料 母性保護論争』ドメス出版、1984年。
- .「母性の主張に就いて与謝野晶子氏に与う」『文章世界』第11巻第5号（1916）小林登美枝ほか編『平塚らいてう評論集』岩波書店、1987年。
- .「寧ろ性を礼拝せよ（『女人の性礼拝』を讀みて河田嗣郎氏に）」『女性改造』第3巻第5号（1924a）：60-66。
- .「寧ろ性を礼拝せよ（二）（『女人の性礼拝』を讀みて河田嗣郎氏に）」『女性改造』第3巻第7号（1924b）：

89-93.

松野尾裕「明治末期の戸田海市と『京都経済学』——『国民経済』論の比較史的研究のための一試論」『立教経済学研究』第41巻第2号（1987）：159-186

水田珠枝「日本におけるフェミニズムの受容——女権・母性・労働」歴史学研究会編『「近代」を人はどう考えてきたか』講座世界史第7巻、東京大学出版会、1996年。

村上保男『日本農政学の系譜』東京学出版会、1972年。

山田わか「男子の婦人論——河田博士とミル」婦人と新社会社『婦人と新社会』第5号（1920）：22-30.

横井敏郎「明治末期における自由主義的社会政策論の一類型——河田嗣郎の家族制度論と国家観」『立命館大学人文科学研究紀要』第65号（1996）：65-92.

吉川卓治「日中全面戦争期の知識人とマスメディア——『大阪朝日新聞』にみる大学教員の戦時経済論をめぐって」松浦勉、渡辺かよ子編『差別と戦争——人間形成史の陥穽』明石書店、1999年。

米田佐代子『平塚らいてう——近代日本のデモクラシーとジェンダー』吉川弘文館、2002年。